

# 居宅介護事業所くすのき園運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人慈童会が実施する居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスの居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適正かつ円滑な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身その他の状況及び置かれている環境に応じて、住み慣れた地域社会の中でそれぞれの有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して次の援助を行う。

- (1) 入浴、排泄及び食事等の介護
- (2) 調理、洗濯及び掃除等の家事
- (3) 生活等に関する相談及び助言
- (4) その他の生活全般にわたる援助（外出時における移動の介護も含む）

2 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、サービスの提供に努める。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 居宅介護事業所 くすのき園
- ② 所在地 鈴鹿市上箕田町字近田 2639-2

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおり行うものとする。

- ① 管理者1名（常勤）（兼務）
  - ・ 事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
- ② サービス提供責任者2名（常勤）（兼務）
  - ・ サービス提供責任者は事業所に対する指定居宅介護の利用の申込に係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定居宅介護の提供に当たるものとする。
- ③ 訪問介護員等 6名（常勤兼務2名 常勤専従2名 非常勤専従2名）
  - ・ 従業者は、指定居宅介護の提供にあたる。なお、業務の状況に応じて増員する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし12月29日から1月3日は除く。
- ② 営業時間 午前7時～午後7時までとする。

(指定居宅介護の事業内容)

第6条 指定居宅介護の事業内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 通院介護
- (3) 家事援助
- (4) 移動支援

(利用者等から受領する費用の額)

第7条 指定居宅介護を提供した際には、利用者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、利用者等から障害者自立支援法（以下「法」という。）第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額（その額が現に当該居宅介護に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額）の支払を受けるものとする。
- 3 前2項のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額に係る管理)

第8条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は鈴鹿市内とする。

(苦情処理)

第10条 事業所は提供した指定居宅介護に関する利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査を実施し、改善処置及び利用者又は家族に対する説明・記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 居宅介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、適切な医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束の禁止)

第13条 職員は、利用者の行動を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等できる限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(秘密の保持)

第15条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約終了後においても第三者に対して秘匿とする。

2 職員等は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

(主たる対象者の障害の種類)

第16条 事業の主たる対象者とする障害の種類は身体障害、知的障害、精神障害、障害児とする。

(衛生管理)

第17条 訪問介護員等は自らの心身を健康で清潔に保ち、又設備、備品等についても衛生的な管理に努める。

(その他運営についての留意事項)

第18条

- ① 職員の資質の向上のために、研修等の機会を設けると共に、業務体制の整備に努める。
- ② 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- ③ 事業所は、利用者に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供終了から5年間保存するものとする。

- ④ この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈童会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日より適用する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

この規程は、平成20年10月21日から施行し、平成20年10月1日より適用する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月15日から施行し、平成24年10月1日より適用する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月8日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月10日から施行する。

この規程は、令和3年10月18日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。